

平成31年3月28日

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	井澤	郁人
同	須藤	量久
同	吉野	和美

監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する平成30年度の財務に関する事務及び財産の管理事務

- (1) 都市整備部 みどり公園・水辺課 建築住宅課
- (2) まちづくり政策部 開発指導課 建築指導課
- (3) 会計課
- (4) 土木部 土木総務課 下水道経営課（一般会計分） 下水道整備課（一般会計分）

2 監査の実施期間

平成31年1月7日から平成31年2月14日まで

3 監査の方法及び監査項目

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- (1) 事務事業及び管理運営事項
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
 契約事務、補助金等の事務
- (4) 財産の管理事務
- (5) 庶務その他事務

4 監査の結果

都市整備部

- (1) みどり公園・水辺課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務については、指定管理者に徴収業務を委託している湘南ひらつかビーチセンター使用料において、平塚市都市公園条例に定められた10円未満の端数の取扱いが正しく行われていなかったため、調定額が誤っているものがあった。

契約事務については、使用料及び賃借料において車両の再リースにあたり、「平塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」に定められた耐用年数から算出される長期継続契約ができる期間を超えているにもかかわらず、長期継続契約を結んだ誤りがあった。

指定管理者への適正な管理を指導するとともに、事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりであり、指摘事項について適切に対処されたい。

施設名	監査結果
文化公園	○ 指摘事項 平塚市都市公園条例に基づく公園占用許可及び公園使用料減免にかかる書類が適切に保存されていないものがあったので、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。
宮松町すこやか公園 (ららぽーとすこやか公園)	良好に管理されていた。

(2) 建築住宅課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務については、施設管理運営委託料において契約書に定めた報告を求める事項と実際の報告事項に乖離があったので、平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

まちづくり政策部

(1) 開発指導課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(2) 建築指導課

ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。

イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

会計課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

土木部

(1) 土木総務課

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
 - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
 - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
測量標識（四等三角点）	良好に管理されていた。

(2) 下水道経営課（一般会計分）

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 備品の管理事務については、良好であると認められた。

(3) 下水道整備課（一般会計分）

- ア 財務に関する事務の執行については、適正に行われていると認められた。
- イ 財産の管理事務については、次のとおりである。
 - ・備品の管理事務については、良好であると認められた。
 - ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
上吉沢資材倉庫	良好に管理されていた。

以 上